

## 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 借入申込にあたっての留意事項

- 1 この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 この資金の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少により、当座の生活費が必要な世帯です。
- 3 借入限度額は、一世帯につき、原則 10 万円とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、20 万円とします。  
※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。
  - (1)世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
  - (2)世帯員に要介護者がいる場合
  - (3)4人以上の世帯である場合
  - (4)世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
    - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
    - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
  - (5)世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
  - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響に起因しない理由による借り入れはできません。
- 5 申込みは、原則、借り入れを希望する本人が申込手続きを行うことになります。
- 6 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず健康保険証、住民票、運転免許証などの身分を証明する書類（以下「身分証明書等」という。）の提示が必要となります（本人の住所・氏名・生年月日を確認するため、複数の書類での確認が必要となることもあります）。このほか、本人印鑑及び振込口座（本人名義）が確認できる通帳またはキャッシュカードが必要となります。
- 7 上記申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
- 8 世帯構成員の確認のため、世帯全員の住民票の提示を求めることがあります。
- 9 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくことになります。
- 10 生活保護受給世帯または保護申請中の場合は貸付対象外です。

- 11 申込受付後、広島県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。また、貸付不承認の場合、提出された借用書は県社協が責任をもって廃棄します。なお、不承認理由をお答えすることはできません。
- 12 貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振込みとなります。申込日から 10 日程度かかりますので、ご了承ください。なお、ネット銀行口座への振込みはできません。
- 13 返済について、広島県において今回の特例貸付を受けた者は全員、一律、据置期間 12 か月、償還（返済）期間 24 か月となります。生活再建のため、貸付後、返済開始まで 1 年間の猶予期間（据置期間）を設定しています。据置期間終了後、2 年間での分割返済となります。生活が落ちつき、本人の希望により返済開始前や返済中に早めに返済、または一括返済等も可能です。その場合は、県社協へご連絡ください。
- 【参考】返済期間 24 か月の場合の返済月額**
- 借入金額 10 万円の場合 … 月額 4,160 円（最終回は 4,320 円）  
　　借入金額 20 万円の場合 … 月額 8,330 円（最終回は 8,410 円）
- 14 無利子による貸付けですが、返済期間経過後は、残元金に対して延滞利子が年利 5%（令和 2 年 4 月 1 以降は年利 3%）が発生します。
- 15 資金を借り受けた者は、借入後、住所・氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。
- 16 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
- 17 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会 生活支援課  
〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2  
TEL082-254-3413 FAX082-252-2133